

## さがみ縦貫道路工事現場において発見された危険物について

- 1 危険物の当初発見日 平成14年9月25日(水)  
 県の覚知は10月28日、横浜国道工事事務所からの連絡による。
- 2 危険物等の現況
  - ① ビール瓶11本： 残土置き場に設置した保管庫に保管。  
 (内訳) マスタード(びらん剤)9本、ルイサイト(びらん剤)1本、  
 クロロアセトフェノン(催涙剤)1本  
 (当初発見：2本 残土置き場で発見：8本)  
 (工事請負業者保管：1本)
  - ② 工事現場及び残土置き場： 周囲に囲いを設置、表面をシートで覆うなどの安全措置を実施するとともに、毎日ガス検知を実施。
- 3 危険物発見後の主な対応等
  - (1) 「さがみ縦貫道路工事現場において発見された危険物に関する安全対策連絡会議」の設置・開催  
 構成員：県、県警察、国土交通省関東地方整備局、寒川町  
 事務局：県防災局災害対策課  
 開催日：H14.11.13、11.18、12.20
  - (2) 住民説明会の開催(国土交通省・県・寒川町共催)  
 開催日：H14.11.15、H15.2.7
  - (3) 「さがみ縦貫危険物処理に関する有識者委員会」の設置・開催  
 構成員：委員長 山里洋介(前自衛隊化学学校長)  
 委員 白石寛明(国立環境研究所化学物質環境リスクセンター曝露評価室長)  
 田中 勝(岡山大学大学院自然科学研究科教授)  
 浅利 靖(北里大学医学部救命救急医学講師)  
 奥 重治(中央労働災害防止協会参与)  
 オブザーバー 県防災局長、県警察警備部長、寒川町助役  
 事務局：国土交通省関東地方整備局道路部、同横浜国道工事事務所  
 開催日：H14.12.12、12.27、H15.2.3、2.27
  - (4) ガス検知の実施  
 工事現場及び残土置き場周辺の安全確認のため、平成14年11月15日に、県警察によるガス検知を実施。以後、委託業者によるガス検知を毎日実施。

(5) 土壌及び水質調査の実施

工事現場及び残土置き場周辺の環境への影響を確認するため、平成14年11月22日、土壌調査18地点、水質調査13地点で試料採取。検査の結果、残土置き場の囲い内の1地点の土壌からジフェニルクロアルソ（くしゃみ剤）を検出。他は検出なし。

(6) 国への要望等

① H14.11.7 発見された危険物の適正管理等について、防衛庁及び内閣府に協力依頼

② H14.12.3 寒川町と共同で、担当窓口の設置等について、内閣官房長官等に要望書を提出。

(7) 化学兵器禁止機関への申告

平成14年12月12日、外務省は、保管されているマスタード及びルイサイトについて、化学兵器禁止条約に基づき、発見場所や量等を化学兵器禁止機関に申告。

4 危険物の処理等についての今後の方針等

危険物の処理方法や処理の際の安全対策等について、「さがみ縦貫危険物処理に関する有識者委員会」において、協議・検討が行われており、現時点での主な方針等は次のとおり。

① 危険物が発見された工事現場周辺は、深さ3mまで掘り起こし、危険物の存否を確認する。その他の、相模海軍工廠跡地内の国道用地については、124地点でボーリングによる危険物調査を実施する。（ボーリング調査は2月20日開始）

② 周辺住民の安全確保のため、汚染残土等の処理は、残土置き場をドーム状のテントで覆い密閉空間をつくり、その中で行う。その際の安全基準は、米国労働・市民環境法の防護装備を着用せずに作業を継続してできる0.003mg/m<sup>3</sup>を適用する。

③ 汚染残土等の処理業者は、プロポーザル方式により広く国内外から公募する。

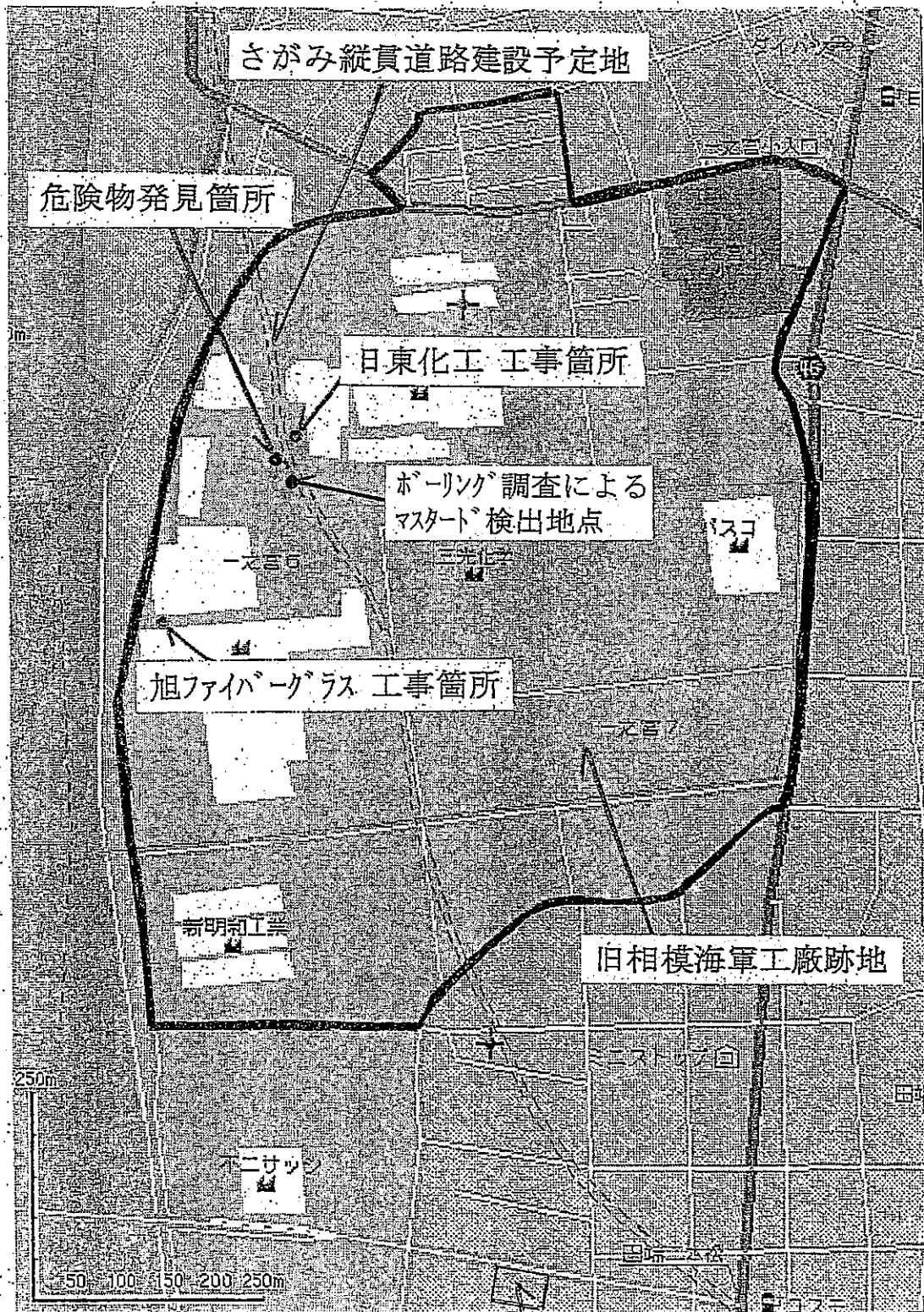
④ 処理期間（業者選定・プラント建設・処理作業）については、概ね2～3年を要する見通し。

(参考) 周辺民地での事例

H14.11.22 旭ファイバーグラス湘南工場敷地内で掘削土砂の中から不審な瓶が発見され、県警察が検知作業を行ったが、マスタード等を検知せず。（瓶の内部は土砂）

H15.2.4 日東化工湘南工場敷地内で掘削工事中に、県警察による検知でマスタードを検知。その後、2度の検知作業では検知せず。工事は中止。

# 工事箇所等位置図



残土置場

# さがみ縦貫道路工事現場において発見された 危険物に関する安全対策連絡会議の設置及び 運営に関する要綱

## (目的)

第1条 さがみ縦貫道路工事現場において発見された危険物に対して、住民の安全を守るため、「さがみ縦貫道路工事現場において発見された危険物に関する安全対策連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 連絡会議の所掌事項は、前条の目的を達成するため、次のとおりとする。

- (1) さがみ縦貫道路工事現場において発見された危険物に対する住民への安全対策に関すること。
- (2) 安全に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) その他安全対策に関する必要な施策に関すること。

## (組織)

第3条 連絡会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

## (会議)

第4条 連絡会議は、構成員の要請に基づき召集する。

2 連絡会議は、構成員以外の者の出席を求めることができる。

## (事務局)

第5条 連絡会議の事務局は、県防災局災害対策課とする。

## (実施細目)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成14年11月13日から施行する。

別表(第3条関係)

機 関 名	役 職 名	氏 名
国土交通省関東地方整備局 道路部 国土交通省関東地方整備局 横浜国道事務所	道路企画官 道路工事課長 副所長	(略)
神奈川県防災局	災害対策課長 防災局参事 応急対策担当課長	
神奈川県環境農政部	企画担当課長 化学物質・フロン対策担当課長	
神奈川県衛生部	企画担当課長	
神奈川県茅ヶ崎保健福祉事務所	所長	
神奈川県県土整備部	企画担当課長 建設発生土担当課長 道路整備課長	
神奈川県湘南地区行政センター	総務部長	
神奈川県警察本部警備部	災害対策課長 警備課長	
神奈川県茅ヶ崎警察署	署長	
寒川町	町民部長 都市部長 消防長	

## 旧日本軍の危険物の発見に伴う安全確保対策について（要望）

平成14年9月25日、本県寒川町内で実施されている国土交通省横浜国道工事事務所発注による「さがみ縦貫道路」工事現場において、不審物が発見され、それを処理した作業員など8名に健康被害が生じる事故が発生しました。

工事現場は、旧相模海軍工廠跡地であり、その後の陸上自衛隊による分析により、不審物の中には、「マスタード（びらん剤）」及び「クロロアセトフェノン（催涙剤）」が含まれていることが判明しております。

現在、横浜国道工事事務所は工事を中断し、関係機関と連携しながら安全対策を鋭意実施しており、その後、被害は出ておりませんが、旧相模海軍工廠跡地ゆえ、同様な事故の発生が懸念され、地域住民の不安ともなっております。

また、本県では寒川町以外にも旧日本軍の施設があり、様々な危険物が埋設、放置されている可能性があり、早急に対策を講じる必要があります。

つきましては、今後の「さがみ縦貫道路」工事に伴う周辺住民の安全確保及び県内での同様な被害の発生予防等のため、国の責任において次の対策を早急に講じられますようお願い申し上げます。

- 1 旧日本軍の危険物の対策に係る担当窓口を設置すること。
- 2 今後、類似の事故が発生した場合において、安全確保に即応できる体制を整備すること。

平成14年12月3日

内閣官房長官	福田康夫 殿
防災担当大臣	鴻池祥肇 殿
国家公安委員会委員長	谷垣禎一 殿
防衛庁長官	石破茂 殿
総務大臣	片山虎之助 殿
外務大臣	川口順子 殿

神奈川県知事 岡崎 洋

寒川町長 山田 文夫